

拝啓

貴職におかれましては、御健勝にて御活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、マイナンバー制度は施行から二年余りが経過しました。平素より格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年十一月には、この制度の根幹となる「情報連携」の本格運用を開始し、行政手続等にこれまで必要であった課税証明書等の書類の添付が不要となりました。今後も順次、対象事務を増やしていく予定です。また、市区町村の子育て関係手続については、個人単位に開設できる「マイナボーナル」において、電子申請を行うことが可能となっています。

情報連携等のマイナンバー利用事務の効率的な実施やマイナボーナルの活用を支える役割を担っているのが「マイナンバーカード」であり、現在、全国で取得促進キャンペーンを開催していただいている。身分証としての利用に加え、オンラインで本人確認ができる公的個人認証機能を活用し、コンビニ交付やマイキープラットフォーム等の公的サービスのほか、オンラインでの口座開設やローン契約締結などの民間サービスでの利用も拡大しています。

私は、こうした取組は住民の方々の利便性の向上や行政運営の効率化に資するものとして、少子高齢化に直面する地域社会で必要となる住民サービスの充実や地域活性化の重要な基盤になると考へています。そして、全国の住民

の方々に利便性の向上を実感していただくことが何よりも大切だと考えています。

皆様にはこれまででもお力添えをいただいているところであります。また、地域住民の方々のために、「情報連携」「マイナポータル」「マイナンバーカード」というマイナンバーカード制度のインフラの最大限の活用を目指し、ぜひ積極的な取組を行っていただくよう改めてお願い申し上げます。また、都道府県におかれましては、市区町村の取組のサポートをお願い申し上げます。

さらに、マイナンバーやマイナンバーカードに対する誤解を払拭することも重要です。悪用に対しては、マイナンバー利用事務における本人確認や、マイナンバーカードの偽造防止措置、暗証番号等のなりすまし防止対策等が講じられており、安全に利用していただけるようになっていきます。こうした点を改めて住民の皆様に知つていただくとともに、マイナンバー制度のメリットを多くの方に感じていただけるよう、一層の周知・広報をお願い申し上げます。

末筆ながら、貴職の益々の御活躍をお祈り申し上げます。

平成三十年一月二十六日

内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度担当）

総務大臣

敬具

都道府県知事 殿
市区町村長 殿

野田聖子